

議事運営について

部会の運営については、京都市都市計画審議会条例及び同施行規則に準じて、以下のとおり進める。

- 1 部会は部会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の議長となり、議事運営を行う。
- 3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、その結果を審議会に報告する。
- 4 部会は、原則、公開とする。ただし、内容により部会が公開すべきでないとは判断した場合は、非公開とすることができる。